災害用のトイレ･テントが京都南部環境事業協同組合から相楽管内の５市町村に無償貸与されました。

相楽郡広域事務組合では、相楽管内のし尿収集運搬業務、浄化槽清掃業務及び大谷処理場（し尿処理施設）の管理・運営等の事務を相楽管内５市町村で共同処理しています。

これらの業務は、本組合がし尿収集運搬業務については５業者に委託、浄化槽清掃業務については７業者（うち５業者はし尿委託業者）へ許可しています。

また、大谷処理場（し尿処理施設）の運転維持管理業務については、これらの７業者で構成されます京都南部環境事業協同組合に委託をしています。
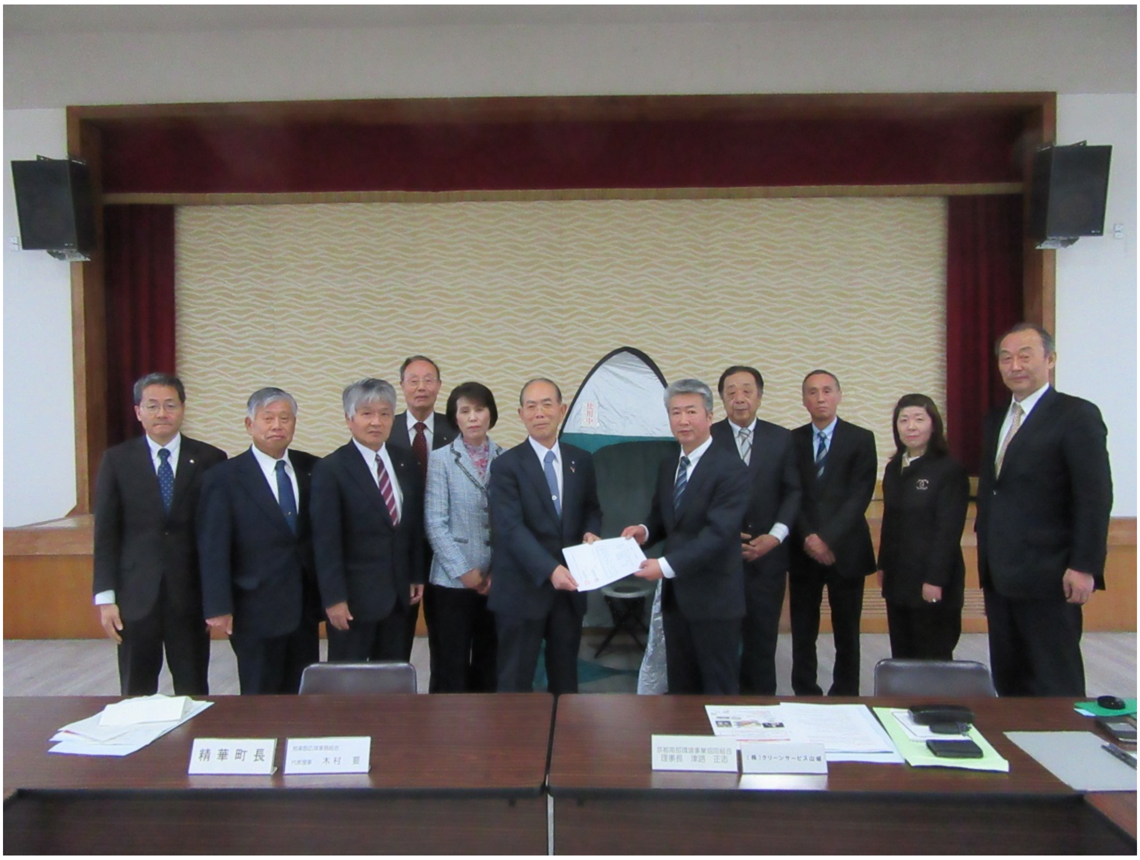
このたび、京都南部環境事業協同組合から、災害発生の初期段階における備えとして、災害用のトイレ・テントを相楽管内の５市町村に１２５基（木津川市５０基、笠置町１０基、和束町１０基、精華町４０基、南山城村１５基）が無償貸与されることとなり、平成３０年１月２２日（月）午後３時４５分から相楽会館において、調印式を行いました。